

# 記入例

様式第1号（第5条関係）

令和 8 年 1 月 日

境町長 殿

## 境町地方就職学生支援金交付申請書

境町地方就職学生支援金交付要綱第5条の規定に基づき、支援金の交付を申請します。

### 1 申請者

フリガナ	サカイ タロウ		性別	生年月日		
氏名	境 太郎		男・女	S H ×年 ×月 ×日		
電話番号	090-0000-0000	メールアドレス	sakaisakai@mail.co.jp			
移住前住所 〔大学生又は 大学院生時の住所〕	〒 000-0000 東京都 区××町1-2-3 アパート101号室					
移住後住所 (現住所)	〒 306-0433 境町 0000-0					
卒業又は修了の 大学・大学院名 及び学部	大学・大学院 ×××× 学部	卒業又は 修了年月日	令和 7 年 3 月 31 日			

### 2 申請金額 ※項目4・5で算出した金額を記載してください。

交通費補助 (A-B) ÷ 2	3,700 円 ※上限 4,260 円 ※10 円未満切り捨て	申請金額 〔交通費補助と 移転費補助の 合計額〕	69,700 円
移転費補助 (C-D)	66,000 円 ※上限 66,000 円 ※1,000 円未満切り捨て		

### 3 就業先

企業情報	企業名	株式会社 ××支店
	所在地 ※番地まで記載	茨城県 市××1-2-3
	就職活動等 実施場所	※上記の企業所在地と異なる場合のみ記入
面接・試験日	令和 7 年 1 月 10 日	
就業日	令和 7 年 4 月 1 日	

4 交通費（往復） ※領収書等で金額を証明できるものに限ります。

利用日	交通機関名 (電車・路線バス ・高速バス 等)	出発地	到着地	かかった費用
		(バス停名・駅名 等)		
令和 6年 12月 1 日	電車	駅	東京駅	700 円
令和 6年 12月 1 日	高速バス	東京駅	境町高速バスターミナル	1,800 円
令和 6年 12月 1 日	タクシー	境町高速バスターミナル	面接地	1,200 円
令和 6年 12月 1 日	タクシー	面接地	境町高速バスターミナル	1,200 円
令和 6年 12月 1 日	高速バス	境町高速バスターミナル	東京駅	1,800 円
令和 6年 12月 1 日	電車	東京駅	駅	700 円
			合計	7,400 円

(A)

就業先企業等から交通費の支給を受けた額・・・・・・・・・・・・ 0 円 (B)

5 移転費 ※領収書等で金額を証明できるものに限ります。

利用日	移住するために利用した方法 (引越し業者・レンタカー・高速道路 等)	かかった費用
令和 7年 3月 24日	引越し業者 ( 引越しセンター )	70,000 円
令和 年 月 日		円
令和 年 月 日		円
令和 年 月 日		円
		合計
		70,000 円

(C)

就業先企業等から移転費の支給を受けた額・・・・・・・・ 0 円 (D)

6 各種確認事項 ※該当する欄に○を付けてください。

別紙1「境町地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	<input checked="" type="checkbox"/> ア. 誓約する	イ. 誓約しない
別紙2「境町地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input checked="" type="checkbox"/> ア. 同意する	イ. 同意しない
申請日から5年以上継続して、境町に居住する意思について	<input checked="" type="checkbox"/> ア. 意思がある	イ. 意思がない

※ 各種確認事項のイに○を付けた場合は、当該支援金の支給対象となりません。

## 別紙1

### 境町地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 境町地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、境町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次の場合には、境町地方就職学生支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。

#### (1) 全額の返還

- ア 虚偽の内容を申請したこと、居住及び就業の実態がないこと等が判明したとき
- イ 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞したとき（ただし、退職日から3か月以内に茨城県内の別の企業に就業する場合を除く）
- ウ 境町への転入日（在学中住民票を移しておらず転入日が明確ではない者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年未満で町外に転出したとき

#### (2) 半額の返還

- ア 境町への転入日（在学中住民票を移しておらず転入日が明確ではない者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年以上5年以内に町外に転出したとき

- 3 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを誓約します。

## 別紙2

### 境町地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

境町は、境町地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、境町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月10日条例第2号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、境町は、当該個人情報について、茨城県又は他の都道府県において実施する地方就職支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。